

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（人事課）

### 一 趣旨

令和三年一月七日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するための改正

### 二 内容

児童相談所に勤務する児童福祉司等が行う社会福祉に関する業務について、福祉保健業務手当の額の引上げ

### 三 施行期日等

公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用